

鳥羽市全員協議会会議録

令和3年2月12日

○出席議員（14名）

1番	南川則之	2番	濱口正久
3番	瀬崎伸一	4番	片岡直博
5番	奥村敦	6番	河村孝
7番	山本哲也	8番	中世古泉
9番	木下順一	10番	戸上健
11番	浜口一利	12番	坂倉広子
13番	坂倉紀男	14番	世古安秀

○欠席議員（なし）

○出席説明者

・中井健康福祉課長、吉川副参事、東川課長補佐

○職務のために出席した事務局職員

事務局長 清水敏也

次長兼
議事総務係長 木田 崇

(午前10時00分 開会)

○木下順一議長 皆さん、おはようございます。

議員の皆さんにおかれましては、大変お忙しい中を全員協議会のほうへ出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから全員協議会を再開します。

本日の案件につきましては、お手元に配付してあります事項書のとおりでございます。

それでは、協議事項に入ります。

協議事項1、新型コロナウイルスワクチン接種についてであります。

それでは、担当職員の説明を求めます。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 皆さん、おはようございます。

健康福祉課課長の中井でございます。よろしくお願ひします。

議員の皆様には、お忙しい中、貴重な時間をいただきましてありがとうございます。

本日は、新型コロナウイルスワクチンの接種につきまして国から示されている資料を基に、現段階で判明している全般的な流れなどを説明申し上げます。

説明に先立ちまして、既にご承知のことかと思いますが、本年1月25日、本市におきましてもワクチン接種をスムーズに実施していくため、健康福祉課内に新型コロナワクチン接種対策チームを立ち上げました。また、コロナ感染症対策本部にもこのチームをバックアップするワクチン接種部会を設置いたしました。今回のワクチン接種事業を進めることで、市民の皆さんの安心・安全につながり、また、本市に活気が戻るよう職員一同頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、提出しました全員協議会資料の1ページをご覧ください。

本日の説明は、提出しましたこの資料に基づきまして、ワクチン接種に係るこの五つの項目につきまして順次進めていきたいと考えております。

では、まず一つ目の項目、新型コロナウイルスワクチンの基本的事項でございます。

資料2ページをご覧ください。

新型コロナウイルスワクチンについて知っていただきたいこととしまして、まず、接種することにより、主に発熱やせき等の症状が出るのを防ぐこと、また、発症した場合でも重症化を防ぐということが期待されております。

なお、接種した方の感染予防効果につきましては、発症しない感染者が多数存在する新型コロナでは、臨床試験においての実証は今のところされていないと言われております。つまり感染そのものを防げるかどうかは分からないというのが現状のようです。

次に、多くの方に接種をいただくことができれば、さきに申し上げた効果により、医療機関の負担を減らす重要な手段となり得るということでございます。

しかしながら、ワクチンを接種することにより、接種した部分の腫れや痛みのほか、発熱や頭痛などの副反応と言われる症状が出る方もあるとのことで、極めてまれではあるものの、治療が必要になることや、障がいが残るほどの重度な副反応が出る方もあると報告されております。

なお、今回は新しい方式のワクチンですが、以前から接種されているワクチンについても同様で、体内に異物を投与するということから、何らかの副反応が起こる可能性を全てなくすことはできないとも言われております。

続きまして、資料の3ページでございます。

ワクチンの承認につきましては、その有効性だけでなく、どのような副反応が出るかなど、安全性についても国内外のデータを用いて確認されるということです。

また、ワクチンの承認、接種開始後には副反応を疑う事例なども収集し、専門家が評価することとなっております。

次に、今回のワクチン接種は国民全員を対象とすると言われておりますが、接種には優先順位がございます。考え方といたしまして、重症化リスクの高い方に接種をすることで、重症患者や死亡者を減らすことと、医療提供体制を守ることを優先していきます。このことから、国から示されている接種順位として、最初に医療従事者等、次に65歳以上の高齢者、次に基礎疾患を有する方や高齢者施設等に従事する職員の方などの順で接種していく方針で、その後一般の方に接種が行われることとなります。

なお、16歳未満の方につきましては、報道等によれば接種対象とならないと言われておりますが、これはまだ正式なものではございません。ワクチンが正式に薬事承認されてから通知がされるようになっておりまして、私どもに來ている通知や資料にも今の段階ではまだ接種するとも接種しないとも記載はされておられません。そして、基本的事項の最後ですが、今回のワクチン接種に関し、国は接種の対象となる全ての住民に全額公費で接種を行う見込みであり、接種費用に関しては、住民の皆さんのご負担はないものとしております。

続きまして、項目の二つ目、ワクチンの種類についてです。

資料4ページをご覧ください。

国が確保すると言われている3種類のワクチンの特性です。この中でファイザー社とアストラゼネカ社は薬事承認を申請しましたが、武田/モデルナ社についてはまだ承認申請にも至っておりません。週明けにはファイザー社のワクチンは薬事承認されると言われておりますが、この資料は全て薬事承認前の予定情報ということでご了承ください。

最初に入ってくるのが最も申請が早かったファイザー社のものと言われております。接種は2回する必要があります。ファイザー社に限らず、これらのワクチン接種は2回する必要があります。2回ともこれは同じワクチンをする必要があります。今後ファイザー社以外のワクチンが入ってくれば、違うワクチンを接種しないよう、その配慮も必要となってきます。その2回を接種する間隔ですが、ファイザー社は21日間隔、あとの2社は28日間隔となっております。

また、ファイザー社のワクチンはマイナス75度前後で保管する必要があります。最小流通単位としましては、2月9日に突然変更になりましたが、ファイザー社は最小でも975回が一度に届き、使用する際には室温で解かして、さらに生理食塩水で希釈しなければならず、扱いにくいワクチンと言われております。

次に、アストラゼネカ社のものですが、保管の温度が2度から8度と普通の冷蔵庫でも保管でき、最小単位も100回分と20回分とがあり、希釈も不要ということで、ファイザー社のものより扱いやすいと思われます。

また、このワクチンは兵庫県にある医薬品メーカーなどにも製造を委託するという報道もありますので、まだ少し先の話となりますが、いざというときでも国内で生産していることは心強いものになると考えられます。

最後に、国内メーカーも関わっている武田／モデルナ社です。保管温度はマイナス20度となっております。また、最小単位は100回分で、希釈も不要となっております。

これらのほかにも世界中でワクチンの開発が進められておりますが、当面国が使用するワクチンはこの3社ということになっています。

続いて、三つ目の項目、冷凍庫の割当てについてです。

資料5ページをご覧ください。

主にファイザー社のワクチンを保存するためのマイナス75度のディープフリーザーですが、国が約1万台を確保、購入して、自治体に配分することになっております。2月末までに1,500台を医療従事者向けの接種を行う施設に配置し、3月末までに3,300台を住民接種用に、その後、6月末までに残りを配付することとしております。県内では2月に23台が割当てられ、117台が6月までに合計で140台が設置される見込みでございます。

資料6ページをご覧ください。

県内に配付、設置予定のディープフリーザーの詳細です。県内を医療圏、地域、医師会等で細分し、市町ごとに人口等により配分される台数の予定表でございます。本市は南勢志摩医療圏の伊勢志摩地域、志摩医師会でございますので、2月中には鳥羽市には配分はされません。2月中には市町に1台設置が予定されておりますが、これは志摩病院に医療従事者等の接種のために設置されるものでございます。来週には設置されるという情報もございます。本市には3月と5月に1台ずつ配付される予定で、セキュリティーの問題や停電時のこともありますので、ひだまりに設置する予定でございます。

なお、武田／モデルナ社用の冷凍庫につきましては、2台ほど国から配付されるということになっておりますが、詳細はまだ示されておられません。

続きまして、四つ目の項目です。接種順位についてでございます。

資料7ページをご覧ください。

ワクチンの接種につきましては、冒頭の基本的事項の中でも説明申し上げたとおり、優先順位が決められております。まず、一番早いのは医療従事者等でございます。これはコロナの感染者や感染疑いのある人と接触する可能性のある職業の方が対象です。全国的にはこのカテゴリーに入る方が推計で約400万人と言われております。この医療従事者等とは、具体的にどのような方々をいうのかというのは、後ほど説明させていただきますが、本市では400人ほどになると思われま。

次に、高齢者です。高齢者とは、令和3年4月1日を基準日とした65歳以上の方々になります。全国的には約3,600万人いるそうで、本市では約7,000人になると思われま。

次に、65歳未満の基礎疾患を有する方と高齢者が入居、居住する施設等での従事者、60歳から64歳の

方、その後一般の方と、このような順序で接種をしていくとされております。

また、医療従事者等を除き、住民の皆さんには接種の前に接種券や予診票等を郵送させていただくことになっております。

なお、基礎疾患を有する方につきましては、ページ右下の米印3にあるような方々が対象になるということですが、事前に診断書等を取得する必要はなく、ご自分で予診票に記載することで確認をさせていただくことになる予定でございます。

資料8ページをご覧ください。

先ほど申し上げた医療従事者等とはどのような方々かというのを示してございます。医療従事者等の範囲は以下のとおりと定められております。

まず、病院、診療所において新型コロナウイルス感染症患者もしくは疑いのある患者に頻繁に接する機会のある医師、その他の職員となっております。具体的には医師、看護師、医療機関で働く事務員となります。診療科も問わないとなっておりますので、歯科や眼科、耳鼻科など、病院等の大小を問わずに医療関係者はほぼ全てになると思われま

次に、薬局において新型コロナウイルス感染症患者もしくは疑いのある患者に頻繁に接する機会のある薬剤師、その他の職員。

次に、新型コロナウイルス感染症患者を搬送する救急隊員等や海上保安庁職員、自衛隊員。本市の消防職員はここに含まれることとなります。また、離島の消防団員の方々も患者搬送の可能性を考え、ここに入っただく予定でございます。また、本市に自衛隊の基地はありませんが、佐田浜にある海上保安部の方々はこちらに含まれてきます。

次に、自治体等の新型コロナウイルス感染症対策業務において、感染症患者に頻繁に接する業務を行う者となっております。法令等により感染症の所管は県の管轄でございます。ここにもあるとおり、保健所や検疫所、入院にまで至らない患者が入る宿泊療養所の職員などが対象となります。

続いて、資料9ページをご覧ください。

高齢者施設の従事者への接種に関することでは、接種順位の特例が設けられております。先ほど説明をさせていただきましたが、高齢者施設の従事者の接種の順位は、基本的には医療従事者や高齢者の後に基礎疾患を持つ方々と同時期となっております。しかし、施設内で発生するクラスターのリスク対策として体制が整った場合、一定の要件を満たせば高齢者と同時期に施設の従業員に対し接種が行えるとなっております。もちろんワクチンの供給が十分な場合に限られるということになります。これは当初に接種順位が示されたときにはなかったんですが、途中で特例として入ってきました。

続いて、五つ目の事項、接種体制についてです。

資料10ページをご覧ください。

ワクチン接種体制の構築並びにスケジュールのイメージでございます。ワクチン接種は医療従事者等から始まると申し上げてきましたが、その中でも一番最初に先行接種として、全国の中でも国立病院などで約1万人程度に実施されるそうです。これは国が主体となっております。当初はこれを2月下旬からとしていましたが、最近の報道にありますように、ファイザー社のワクチンの薬事承認のめどがついたからか、2月中旬からと前

倒しされることになりました。

次に、先行接種以外の医療従事者向けの接種でございます。

これは県が主体となります。2月中にディープフリーザーが設置され、この鳥羽志摩地域でも、うちでは恐らく3月ぐらいになってから始まると思われまます。

次に、高齢者の接種です。

これからが市が主体となります。既に協議を始めておりますが、医師会との調整、接種会場の確保、国から配付されるフリーザーの設置場所の選定、接種券の準備、発行など、これらを行いながら接種に向け、実施体制を整えていきます。本市でもこれらを行うため、このワクチン接種対策チームを設置しまして、感染症対策本部にもワクチン接種部会を発足させました。

次に、11ページをご覧ください。

医療従事者の先行取得についてでございます。

これに関しましては、私どもにも詳しいことは下りてきておりませんので、簡単に説明をさせていただきます。国が全国で100の病院を選定したそうで、県内では鈴鹿病院、三重病院、三重中央医療センター、四日市羽津医療センターの4病院において先行接種が実施されるようです。報道では既に今週初めにディープフリーザーが設置されたとのこととです。

○木下順一議長 続けてください。

○中井健康福祉課長 はい、すみません、それじゃ、続きます。

資料12ページをご覧ください。

先ほどの先行接種を除きまして、三重県が実施主体となる医療従事者等へのワクチン接種につきましては、今のところ先行するファイザー社のワクチンで行われるものとして説明をさせていただきます。

ページ下の図をご覧ください。

左に基本型接種施設とありますが、これはディープフリーザーを設置され、ワクチンが届けられる施設のことを言います。その基本型接種施設にワクチンが届き次第、医療従事者等がその施設に行っていただいて、そこで接種を受けることとなります。これが基本的な流れでございます。しかしながら、この鳥羽志摩地域では、医療従事者等の皆さん全員が基本型接種施設となる志摩病院で接種を受けるのではなく、分散して接種を受けることとなります。これは志摩医師会からの呼びかけで、三重県との協議により行われるもので、鳥羽市と志摩市に下の図の右にあります連携型接種施設を設置して、後の住民接種を見越して、おのおのの医師団がおのおのの市内の医療従事者等に接種を行おうというものでございます。今のところ、私どもも医師団及び三重県と協議している最中ですので、詳細等最終決定には至ってはおりませんが、本市ではひだまりを連携型接種施設にすることとして検討を始めております。

ただ、市内の医療従事者等400人の全てを限られた日数と少ないマンパワーでひだまりで行えるかどうかは定かではなく、一部はやはり志摩病院へお願いすることも視野に入れなければならないかなというふうを考えております。私どもとしましては、4月からの高齢者接種に向けまして準備をしていたところですが、対象が少ないものの、予定が1か月ほど早まることとなりますので、スケジュールの大きな変動を余儀なくされているというところでございます。

資料13ページをご覧ください。

住民向けのワクチン接種の実施体制についてです。

接種を進めるに当たり、最終的には3種類のワクチンが来ることになりまして、そのおのおの特徴を踏まえる必要がございますが、現在のところ、ファイザー社が先行していることもあり、医療従事者等や高齢者に対する優先接種はファイザー社のワクチンを念頭に置いて検討をしております。実際の接種に向けて住民の皆さんへの周知は本市ではまず3月1日号の広報に合わせまして、ワクチン接種に係る案内チラシを全戸配布させていただく予定でございます。しかしながら、そのチラシはあくまでも新型コロナのワクチン接種がもうじき始まりますとか、接種は強制ではなく、希望者のみですとか、接種の前にはクーポン方式の接種券が届きますので、当日はそれを持ってきてくださいというような簡単なものになる予定で、接種できる会場や日時等の予告は入っておりません。

次に、65歳以上の方には接種券を3月の中旬もしくは下旬に発送をさせていただきます。接種当日の体調や基礎疾患等を書いていただくための予診票につきましては、当初は接種会場で記入していただくことになっておりましたが、会場での混雑を避けるため、あらかじめ送付させていただき、当日会場に来られるまでに記入してご持参いただくことになっております。予診票の送付時期につきましては、接種券に同封するのか、ご本人さんの接種日時が決まってから送付するのかなど、現在検討しております。

また、接種券等の発送につきましても、予約、問合せ等の殺到や混乱を避けるため、段階的に送付することを国は自治体の裁量に任せることとするというような報道がなされました。これもまだ正式な通知等はありませんが、一部報道によれば、指針等も発せられるということですので、その際には状況に応じて検討をしていきたいというふうに考えております。

なお、今回の接種は、基本的には住所地で受けることが前提です。接種券も住民基本台帳を基に作成され、その住所に送られます。しかしながら、実際には高齢者施設等に入所されている方や、若い方では単身赴任や学生寮に入っておられる方など、現在地と住民票の所在地が違う方もおられます。そのような方々につきましては、現在地、つまり住民票はないけれども、実際にいるところでその自治体に届けてから、その自治体にワクチンの余裕があれば接種ができるとされております。いつからどのようにこの届出をするのかなど、まだ詳細は来ておりませんが、近日中にまた通知が来るものと思われまます。

接種の日程につきましては、現在のところワクチンがいつ、どれぐらいの量、どのようなペースで入ってくるかも分かりませんので、予定が全く立てられない状況でございます。現在、言われておりますのは、入荷される日の1週間前から10日くらい前に連絡が来ると言われております。その連絡が来てから医師団のスケジュールを調整して、会場を押さえて、住民の皆さんに発信をして、予約受付をするということになります。国は高齢者に対する接種について、1回目を2か月間で、2回目を3か月以内で打つように目標を立てるようになっております。しかしながら、集落が点在し、離島もございます本市の特性やマンパワーの問題もありまして、一筋縄ではいかないと考えております。ですが、それらに備えるため、医師団とも協議を重ね、ワクチン接種部会とも連携しながら、考えられる課題を一つ一つ解決して進めていきたいと思っております。

なお、住民接種を行う前には実施計画を作成することとされており、1月28日の予算委員会において、議員からご指摘もいただきました。私、その際には全協のときにはある程度お示しができると考えておりますとい

うふうに答弁をさせていただいたんですが、現段階におきまして、国や県のほうからも計画作成の要点は示されているものの、詳細な内容、様式、作成期日等が示されておらず、作成にかかり始めてはいるものの、すみませんが、この場でお示しできる段階にないのが現状でございます。議員の皆様には何とぞご理解、ご了承のほど、よろしくお願いいたします。

続いて、資料14ページをご覧ください。

住民向けのワクチン接種を集団接種で行う場合のイメージについてでございます。

今回のワクチン接種に関しましては、あくまでも希望者のみであり、その希望者は事前に予約をしていただくことが必要でございます。この予約に関しては、今のところ主に電話等で予約していただくことになると思いますが、地域特性やワクチンを効率よく接種することを踏まえ、詳細は現在も検討している最中でございます。

接種当日の会場での流れを簡単に説明いたしますと、まず、受付で予約した本人かどうかの確認や検温を行います。次に、あらかじめ送付し、ご記入、ご持参いただいた予診票の内容確認を行います。また、2回目の接種の場合、1回目と同じ種類のワクチンであるかどうかの確認もここでします。それから、医師が予診票や体調を見て、接種可能かどうかの診断をいたします。その次に接種を行います。接種に関しては、医師もしくは医師の指示があれば看護師も接種ができます。そして、係員が接種済証に接種したワクチンのシールを貼りまして、接種日と接種場所を記載して、ご本人さんにお渡しいたします。接種後には15分から30分程度、その会場で健康観察を行いまして、時間経過後、特に何もなければお帰りいただけると。これが一連の流れとなります。この国の資料には、予診から接種までを3分と書いてありますが、他県において行ったテストでは到底3分では済まなかったそうですので、今後十分に検討しなければと考えております。

また、市職員の業務としましては、会場での案内係、受付係、予診票の内容を確認する係、接種済証を交付する係など、多くの職員が必要となってきます。

現在、この集団接種会場を市民体育館もしくはひだまりで、またほかにもできないか検討をしております。もちろんワクチンの入荷や医師団のスケジュール等、不明な部分や調整が必要となる部分が多くあります。会場によっては来ていただける人数調整や時間調整も必要となってくることもあるかと思えます。また、障がいを持つ方などが来られる場合の対応や人員配置も検討する必要がございます。

資料15ページをご覧ください。

資料の最後になります。サテライト型接種施設についてでございます。

住民のワクチン接種に関しまして、国は当初ワクチンを確保する、国民全員に接種する方向で進めると言っておりましたが、どのような方法で進めるのかは示されてはおりませんでした。12月に入りまして、国は一旦基本型接種施設における集団接種の方向性を示しましたが、市内に1か所しか設置されない基本型接種施設での集団接種となりますと、私ども大きな課題の一つとして特に高齢者の方、中でも離島や南鳥羽の高齢者の方々にどうすればスムーズに会場に来ていただくことができるかということがありました。移動の煩雑さや手間を考えた場合、かなりのご負担をかけなければならないこともありまして、会場を分散できないものかと思いましたが、年明けまでこの基本型接種施設において集団接種をする方向しか示されてはおりませんでした。

しかし、1月15日に厚生労働省から発せされた資料に、初めてこのサテライト型接種施設の考え方が示されました。先行して来るファイザー社のワクチンは移送に関しても取扱いが難しいことから、細心の注意が必要ですが、この方式を利用すれば会場の分散は可能です。また、別に示された通知では、地域の事情に合わせて設置できて、設置箇所の上限もないとあります。現在、この方式を活用しまして、特に離島、また本土においても接種会場を分散できないかを検討しております。しかしながら、本土側においてはもちろん多ければ多いほど皆さんの移動距離は短くはなりますが、医師団の調整、密にならずに、かつ接種後の待機場所が設定できる会場の確保、ワクチンの移送、職員の動員体制など、さまざまな点を考慮しますと、1か所か2か所になるのではないかなというふうに考えております。

説明はここまでとなりますが、本日は国や県から示されている情報のうち、行政側の内部事務的なものはできるだけ排除しまして、現段階でお示しできる範囲で説明をさせていただきました。情報が少なく、まだまだ疑問に思われることはたくさんあると思います。私どもとしまして、昨日までできなかったことができるようになったり、できるはずだったことができなくなったりと、日々そういうやり方が変わってくるのがここに来てはまだ突然出てきたりしまして、戸惑っております。本日申し上げましたこともこれからまだ変更される部分も出てくることもあるかと思しますので、何とぞご理解のほどをよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。説明は以上でございます。

○木下順一議長 健康福祉課長からの説明は終わりました。

この件につきましてご意見、ご質疑はございませんか。

南川議員。

○南川則之議員 たくさんあるんですけども、私だけということではいけませんので、2点だけ質問させていただきます。

まず、課長が説明してくれた、このデータいただいた資料ですね、これは課長言われたように、国からの示されたものということで、基本的なことを説明してくれたということですけども、住民はこれぐらいのことは、特に65歳以上の仕事に行っていない自宅におる人は朝から晩まで一緒のことを聞いとるんですよ、はっきり言うと。全部知ってます。それで、議員にもいろいろ問合せがあって、各議員にもあると思うんですけども、鳥羽市はどうやってやるんやと。鳥羽市のこのワクチンの接種のモデルはどんなんやということで、私もいろいろ問合せがある中で、前回、実施計画というか、鳥羽市がどういうふうに進めるかというのは今日ですけれども、この12日にある程度示されるやろうということで、またそれ以後、きちっと住民にも私からも説明するけれども、行政のほうからもきちっとした対策と言うんですか、鳥羽モデルは示されるやろうと言うとって、今回またこういうことなんです、はっきり言うと。本当に住民は不安視しています。もっとやっぱりその対策チームを含めて本部会議できちっと鳥羽はこうしていくんやと。ワクチンがいつ来るか、量も分からんけれども、来たらこういう体制で臨むんやということをきちっと明確に示して、それを市民に公表してあげてほしいと思います。まだまだこんな資料で全協を開くというのは本当に甚だ私も遺憾に思います。

ということで、それと、もう一つは、担当課から町内会宛てに、町内会長さん宛てにこういった形の説明をしますよという通知をされたと思うんです。私の住んごる地元の町内会も怒ってました。何を怒るとるかという、これぐらいの説明はよう分かるとるんやということで、私の町の町内会長は保健所の管理職もやったよ

うな人ですわ。あんたらよりもよう分かると。もうちょっと中身を詰めて、きちっと鳥羽はどうやるかと市民に説明できるような資料を基にして、ちゃんとした説明をしてくれということで回答させてもろたんやと申しています。当然のことですわ。あと1か月もして4月からこういう接種が始まるということで、本当に65歳以上の人は不安視しています。そういうことも含めて、きちっと議会にも実施計画というか、こういう方針でやるんやと。鳥羽はこうやるんやということを示した資料でやってほしいなと思うんですけども、その辺、課長どうですか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 議員おっしゃられること、もっともなことだと思います。週明け、月曜日に町内会長さんから宛てに説明会をさせていただくんですけども、ほぼ同じ資料でございます。現在のところ、ここまでしか出てきていないというのが現状でございます。これを基に今医師の先生とか、皆さんと協議をしながら組み立てているところでございます。確かにこの全協を開くということは先月から計画をしておったんですが、ここに来るまでにももう少し私どものほうも国や県のほうからの資料が出てくるというふうには思っていたんですけども、ここまでしか出てきていないのが現状でございます。ご了承いただきたいと思っております。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 何回も言うけれども、本当に市民、65歳以上、高齢者から先に打つということで、本当に不安というか、どうなんやという意見があります。もうちょっと本当にきちっと対策本部を立てたわけやから、そこで鳥羽はこういう方向で進んでいくんやと。それは課長言われたように、時々刻々と国の対策とか支援の方法とか、いろいろ変わってくるか分からんけれども、クーポン発行からいろいろ打って、その後も含めて、いろんな対応していかないかんとという基礎的なところはきちっと決められると思うんです。そこへ肉づけをしていって、それがどう変わるかというのをきちんと出すということで、再度しっかりした資料の下にやってほしいというのが1点です。

もう1点は、本当に市民が不安視しておるのは、二、三日前にもテレビの報道でも、鳥羽市はこのワクチンの接種についてはまだまだ未定やということで、画面にも出されて、報道されて、本当に鳥羽市は何をしとるのやと。議員は何をしとるのやということを強く言われたところですよ。そういうこともさっきの話につながるんですけども、今後ですけども、再度きちっとした協議の中で、この新型コロナワクチンの接種対策チームをつくったということですけども、市民がいろいろ問合せできる窓口と言うんですか、そこをしっかりと、いつでもその不安に思っとるところを説明できるというか、問合せできる場所と言うんですか、そういう電話とか、そういうところを開設してほしいと思っております。それについて課長、どうですか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 今後ウイルスに関する問合せ等を行っていただけるコールセンター等をまた設置をしていく予定でございます。一応ワクチン本体の医学的な見地等の問合せにつきましては県のほうがやることになっておりますが、市民の方々に向けてのコールセンターはまた設置をしていく予定でございます。

以上です。

○木下順一議長 南川議員。

○南川則之議員 昨日も三重県はきちっとしたホットラインというか、コールセンターを設けていろんな専門的

なところもフォローするということですが、鳥羽市民は先ほど言った細かい資料とか対応とか、そういうことまで疑問に思ったりとか、問合せしたいという本当に切実な思いがあります。しっかりした時間内、時間外も含めて対応できる人を置いて、きちっと対応してあげてほしいなと思います。本当にこれ、命に関わることで、本当に市民は接種せないかんという意識が高い人もたくさんおります。ですから、そういうところを含めて、市民の不安をさらにおおするようなことのないような行政運営というのを、そこを考えた今後でも検討してほしいなということで、2点だけとりあえず私から質問させていただきました。

以上です。

○木下順一議長 他にございませんか。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、幾つかご質問させていただきます。現在分かっている範囲で結構です。

この3月から先行で県が行う医療従事者の接種なんですけれども、今の説明でいきますと、医療従事者は全て400人は志摩病院で接種するという方向でよろしいのでしょうか。

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 その400人のうち170人程度、離島の消防団員の方が含まれております。離島の消防団員の方は、感染した疑いのある方とか、感染された方を搬送するというので、する可能性があるということで、今回の医療従事者等に含められたというわけなんです。その方たちにつきましては県立志摩病院のほうで接種していただいて、それ以外の医療従事者の方についてはひだまりで接種するということになります。

以上です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 医療従事者の中に離島の消防団員、これが含まれることになりました。実際この1年間で感染の疑いのある方に対して非常に危険な状況で、防護服を消防署の職員の代わりに、離島は同じ扱いになってますので、それで搬送する危険な場面というのは私も含めて何回かありました。そういうところもありますけれども、実際今志摩病院で接種というのがありましたけれども、今県内の40例目のクラスターが志摩病院で発生してますけれども、その辺についてはどういのでしょうか。心配されてますけれども。

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 県立志摩病院のほうでクラスターが発生したということで、私ども、連絡はあったんですが、それ以上のことはまだ志摩病院から連絡ありませんし、医療従事者についての接種もどうするかということにつきましても、まだちょっと志摩病院から連絡がないという状況でございます。

以上です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 そうしたら、医療関係者はひだまりでということですが、消防団員が志摩病院で打つ何か理由というのはございますでしょうか。

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 医療従事者に関しましては、今のところ、医師会の先生方と協議している中で、週のうち3日間、ちょっと曜日はまだ分からないんですが、週のうち3日間で、しかも昼からであれば何とか皆さん協力し合っ

て接種ができるということとなりました。そうした中で、人数的なものもありまして、人数的なもの、あと消防団員さんの方って、働いてみえる方が多いということで、鳥羽市内でなくても市外で働いてみえたりとか、いろんな勤務体制の方が見えるということで、県立志摩病院であれば、ほぼ毎日のように接種する日を設けられるということがありましたので、選択肢も増えるのかなということで、消防団員さんにつきましては、県立志摩病院で打っていただいたほうがいいんじゃないかということとなりました。

以上です。

○木下順一議長 ちょっと待って。ちょっと関連で、今日の新聞報道ですけれども、離島では優先対象の高齢者と同時に、全島民に実施できるようにする考えを河野大臣が示したと、こういう記事があるんで、この辺もまた変わってくるんじゃないかなと思うよね。そういうことも踏まえて、ちょっと。

濱口正久議員。

○濱口正久議員 すみません、医療従事者としての先行接種の今お話聞きました。それで、今、議長からは高齢者と同等にという話もあるということですが、実際今志摩病院とひだまりでということですが、実際市内に、以前も聞きましたけれども、9人しか医者がいないところで、なかなか1人ではチームを組んでやらなければいけない状況があって、7,000人の高齢者をどういうふうに打つかというのは非常にいろいろ問題があるかと思えます。離島の問題もあって、どういうふうに分散型、今考えられる中でアストラゼネカがもし承認されたら、そういう分散型も可能かと思わんですけれども、その辺の検討はされてますでしょうか。

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 実際に先生方との話の中でも、そういった練馬区モデル、個別接種がメインで集団接種はそれを支えていくというようなモデルもあるということで、そういった話の中では話題にはなるんですが、まだまだ先生方に言うておりましたが、どういったワクチン、副反応が一番不安やというあたりで、これからいろいろ接種の実績が出てくれば、またそういった個別でという話もなるのかなというふうには考えております。

以上です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 ありがとうございます。練馬区モデルも通常勤務の中でそれをやっていくというふうになりますと、非常に時間がかかってます。鳥羽市のように先ほど課長からも話がありましたけれども、離島とか、南鳥羽とかといろんなところがあって、今後の国の動向に合わせて順次すぐに対応できるような準備をしていたかないと到底間に合わない。ワクチン接種に関しても消防団員には既に接種の有無、希望の有無の通知は行っております。それから、もう急に直前になったら連絡させていただきますというような状況だと思いますので、その都度きちんとした状況が分かり次第、市民に公表していただく必要があるかと思っておりますけれども、その辺についてはどうでしょうか。情報をきちんと発信していただきたいんですけれども。私はずっと

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 そうですね、医療従事者に限らず、接種を希望される市民の方に、まず接種自体をどのように確実に周知できるかというあたりを、今ちょっと検討しているところでございます。当然、これまでのように広報とかホームページとか行政放送とか、いろんな手段はあるんですが、それでもやっぱりそこから漏れる方た

ちについて、確実に情報が届けられるかというあたりで今検討をしているところです。

以上です。

○木下順一議長 濱口正久議員。

○濱口正久議員 ありがとうございます。

市民の皆さん、南川議員からもありましたけれども、情報がなかなか不特定で不安定ですと非常に不安になります。全協は何回やっていただいても結構ですので、その都度分かった状況でこういうふうになりますというのがあればよろしくお願ひしたいと思います。

○木下順一議長 全協の件はまた私に言うてきてください。私が決めます。

よろしい。

○濱口正久議員 よろしいです。

○木下順一議長 他にございませんか。

戸上議員。

○戸上 健議員 2点お伺いします。

12月24日の県の説明会で、市町村が準備する主な事例として幾つか挙げられております。その中のポイントとして人的体制の整備ということがうたわれました。特に全庁的な責任体制を確保ということが強調されております。課長の説明で、このチームは職員で頑張りたいというふうにおっしゃいました。頑張っていたきたいと思うんだけど、先ほどの全庁的な責任体制ということからすると、市の対策本部に部会を設置しとるということでした。その部会の陣容はどうなっとるのでしょうか。

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 ワクチン接種部会なんですけど、当然チームだけではなかなか業務が進まないと思われまので、例えば会場を確保したりとか、例えば体育館、学校とかを確保するに当たっては、教育委員会の協力がいるということで教育委員会に入っていたり、あと情報発信につきましても、総務課とか、あと企画のほうに入っていたりとか、あと町内会さんとか自治会さんとの関係もありますので、市民課に入っていたり、あと高齢者の交通手段ですね、そういったこともどうしていくかというあたりで定期船課に入っていたりというような、今のところそういったメンバーで構成しております。ただ、これから接種の準備を進めていく上で、関係する課が出てくれば随時そういった担当の課にも入っていただいて開催してくというような形となります。

以上です。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 全庁的な責任体制ですので、トップの責任が非常に僕は重要だと思うんです。部会長は市長なんでしょうか、それとも健康福祉課長なんでしょうか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 対策本部自体が市長が本部長でございます。ワクチン接種部会には一応長というのは基本的には置いておりません。しかしながら、このまづ接種チームを立ち上げたときの記者会見、それからコロナ対策本部の中でも、市長は全庁体制でやっていくと。災害時等に使う業務継続計画を使ってでも全庁体制でや

っていくというふうにおっしゃっておりますので、接種が開始される頃に多くの職員を動員してかからなければならぬというふうに考えています。

以上です。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 この県の指針でも、先ほど課長が指摘した業務継続計画の発動も視野に全庁的な責任体制を取れというふうに指示しております。ですので、部会の会議も市長が自ら出席して、全市民、16歳以上だけでも、全市民にワクチン接種をすると、市民の命を守るという気宇壮大な取組なんで、その全庁的な責任体制ということ、課としては、もう本当に孤軍奮闘しとるというように僕は思うんですよ。ですから、全庁的な体制について、我々議会からもっときちんと言わなければいかんというふうには思うんですけども、しっかりやっていただきたいというふうに思います。

2点目ですが、先ほどの同僚議員からの指摘もありましたけれども、市民からは、一体どこへ行ったらワクチンを接種できるのかというようなところで、もうみんな気が早いと思うけれども、しかし、それだけせば詰まって市中感染が始まるとんで、みんなやきもきしとるわけなんです。そこは担当課としても理解してやってほしいというふうに思います。先ほどの課長の説明では、集団接種でひだまりか市民体育館を使う予定だと正式には決まらなくても、市民からすれば、そういう集団接種なのか、個別接種なのかということもまだ分かりません。ですので、自分のかかりつけ医に行って注射を打ってもらえるのかどうかということはまだ定かでないんです。それで、課長の説明ではまだ確定しておりませんと、未定ですということでした。それもやむを得ない面も僕はあろうかと思うんですけども、いつ頃までに集団接種なのか、個別でも可能なのか、市民に説明できるのはいつ頃になるという予定でしょうか。それは言えますか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 現在のところ、個別接種というのは考えてはおりません。今のところこのファイザーの薬品が来る以上、集団接種というのがうちの目指している方向でございます。ただ、申し上げましたとおり、会場がまだはっきりと決まっていないという部分があって、詳細には申し上げられませんが、集団接種でいくというのは医師団等も既に調整済みでございます。といいますのが、会場が国体に向けていろいろ工事が現在も体育館は行われております。そこら辺の調整もちょっと必要になりますんで、体育館なのかひだまりなのか、また両方とも使うのか、今検討している最中でございます。

以上です。

○木下順一議長 戸上議員。

○戸上 健議員 検討中は分かるんですけども、課としては集団接種をひだまりなり体育館なりですということ、最終的に4月の頭までにそれは市民の皆さんに確定してご連絡しますというのか、市民の皆さんに伝達というのか、分かっていただけの日時を設定できるのも今のところまだ分かりませんというのか、それで大分不安度は違うと思うんです。そやもんで、少なくとも4月の頭までに集団接種する会場については決めて、市民の皆さんに4月1日付の広報ではお知らせしますというふうにするのか、そのあたりちょっと明確になりませんか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません、繰り返しになりますが、集団接種をしていくというのは、これは一旦は確定事項、今のところ確定事項でございます。それから、会場につきましては、言うてましたように、そのワクチンが入ってくる日によって体育館でやるのか、ひだまりでやるのか、その日によって変わってくることもあると思います。

○戸上 健議員 1週間と言っておったな。

○中井健康福祉課長 はい。ですもので、恐らく最初の頃は体育館でやっていくことを考えておるんですけども、既に体育館のほう、メインアリーナは冷暖房の工事が始まっておりますので、それから駐車場の工事も始まってきます。ですので、私どもが今現在体育館でやりたいと思っても、その日程によって、その日によってできないことがありますんで、基本的にはひだまりか体育館かどちらになるか、今のところ分からないというのが現状でございます。あくまでも日によります。

以上です。

○木下順一議長 よろしいでしょうか。

○戸上 健議員 分かりました。了解です。

○木下順一議長 他にございませんか。

瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 すみません、2点お伺いをいたします。

恐らくはまたこれからも変わってくるところなのかということからいかせていただくんですけども、いわゆる接種を受ける、言い方がちょっとかなと思うけれども、優先順位というのが今示されとると思うんですけども、今の基本の姿勢に異論は全くないんですけども、市内の市民の皆さんを見たときに、いわゆる病気になるかもしねん方と触れる距離が近い方というのも見ようによってはいらっしゃると私は思うんです。濃厚接触という言い方をするのが正しいのかどうか分からんですけども、医療に携わられている方以外にもそういう方というのは見えて、その最たるものがいわゆる高齢者施設の方々というような、今のところは方針なんやろなと思うんですけども、実はそれ以外にも見えになれるんじゃないのかなと思うんですけども、何が聞きたいかといいますと、国がこの人たちを優先的にしなさいということを絶対譲らんような話でいくのか、鳥羽市は鳥羽市で、いわゆる1万何千人の事情の中で、鳥羽市独自にはこの業の方については優先的にやっていきますというようなことを許してもらえるとどうか、そういうふうにしていくつもりがあるかどうかということをお聞きできませんか。

○木下順一議長 吉川副参事。

○吉川副参事 お答えします。

その件につきましても、各自治体から国のほうにも質問等出しているんですが、基本的にはもう各自治体での変更は認めないということで、国が示されたスケジュールどおりにやっていただくということとなっております。

以上です。

○木下順一議長 瀬崎議員。

○瀬崎伸一議員 すみません、具体的に一つだけ要望ということで、お伝えしておきます。いわゆる理容業、美

容業の方々、接する距離はやはり近いと思うんです。要望をいただきました。もしよければそのようなことをどこかの機会に触れてきてくれというような、そんな強い言い方ではなかったですけれども、一番この説明資料の最初のところに集団免疫の効果があるかどうかは定かでないと書かれているとは思いますが、恐らくはやっぱりそこも目指していかないかところやと思うんで、できればそういうところに優先にせいというわけではなくて、できるだけこの日がもう早いところで決まったというのだけでも示してあげられれば、市内の業者さんの皆さん、頑張ってみえるんで、かつある程度高齢化が進んでみえるので、そういうのもやってあげていただきたいというのが一つ要望です。

続いてなんですけれども、一部報道で見られたのか、私のところに話が来たのが、いわゆるマイナンバーカードにこの接種情報というのが載るから、マイナンバーカードを取るんやというような言い方をされた方がおったんです。この辺の真偽の情報がちょっと調べても私、よく分かりませんでしたもので、そんなようなことで情報は何か入っているところがありますか。

○木下順一議長 健康福祉課で分かるかな。

健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません、私どももちろん直結していくところは厚生労働省なんですけれども、マイナンバーのほうが総務省のほうですので、私どもQ&Aの回答がどっさり来るんですけれども、マイナンバーのことについては総務省に問い合わせてくださいと書いてあるだけで、ほぼ情報は入ってきていないというのが現状でございます。

以上です。

○瀬崎伸一議員 それだけです。

○木下順一議長 よろしいですか。

他にございませんか。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 このワクチン事業については大変大きな事業ということで、この間も正確な情報提供をお願いしますということで全協の中で今日聞かせていただいたわけなんですけれども、協議会は本当にいいと思うんですけれども、今日に至ってもやはり課長の説明の中ではもう未確定の部分が多いという説明ということなんで、私ももう少し明確にいろいろな方法が聞けるかなと思って期待しているところなんですけれども、冒頭の南川議員の意見というのはもっともだと思えますし、調整中とか、テレビでよう出てくるんですけれども、それも確かにそうなんですけれども、ただ、これからいろいろ国の方針もどんどん変わってくる中で、鳥羽市がやはり先ほど課長の説明の中では、自治体の裁量に任せるというような部分もあるような説明を受けたところなんですけれども、鳥羽市としては離島もあるし、このような形でやっていくというのは、やっぱり分かっていることは早く出してという、そのような姿勢が大切かと思うんですけれども、例えば医療関係者については先行的にワクチンを接種するということなんですけれども、このようにやりたいということはやはり情報として早く出したほうがいいと思うんですけれども、そのあたりはどのような考え方でこの事業を進めていくんですか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 浜口議員の言われたこと、もっともなことだと思います。私どもとして、確定事項として出せる部分は出していきたいというのがもちろんございます。ですけれども、もちろん議長のほうからもありましたように、10日にですか、全国知事会か何かの議長と河野大臣とのウェブ会議か何かで、離島のほうは高齢者と同じように64歳未満の方も打てるようにしたいとか、そのようなことが突然ぽこんと出てくるんですね。これがまだ私ども情報としては聞いて持つてはおりますけれども、それが本当にできるのか。離島といいましても、大きなところで言えば佐渡ヶ島もあれば坂手もある。それも離島ですけれども、どれぐらいのスケールで離島というのが言われとるのかもまだ分からない状況で、そこら辺がありまして、調整中という言葉で言わせていただくしかないというのが現状でございます。私どももちろんもどかしい中でお答えできることはお答えしたいところなんですけれども、ご理解いただきたいと思います。

○木下順一議長 浜口一利議員。

○浜口一利議員 市民がやはり一番心配するところは、鳥羽市は接種体制がちゃんとできているかというそのあたりがやはり指摘したいところなんで、鳥羽市はお医者さんも少ないし、なかなか厳しいよという認識はあるかとは思いますが、やはりこんなところでちゃんとやりますよというのは、もう国の動きが変わってきても、これはできることなので、これはやはり先行的にやっぱり示してほしいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○木下順一議長 他にございませんか。

もうよろしいのかな。

世古議員。

○世古安秀議員 今回のワクチンの接種については本当に市民はもうやっぱりいつ受けられるのか、どこで受けられるのかということで一番やっぱり心配してまして、やっぱり僕としては全市民にも打っていただきたい。安心・安全に日常を生活してもらうために、やっぱりワクチンは必要不可欠だというふうに思っているんですけれども、一つ質問ですけれども、希望するというふうな接種申告ですわね。これがどれだけやっぱり希望者があって、それによってまたワクチンの用意もしやないかんというふうなところなんですけれども、あちこち歩いていると、もうわしらは打たへんのやというふうな声も聞こえるんですよ。そういうところでまずは接種希望を市としてはどの程度見込んどるんかというふうなことは何かお考えはあるんでしょうか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 すみません、こればかりはお答えのしようがないんですけれども、私どもとしては全市民の方が希望された場合でも対処できるようにしていくと、これだけでございます。

以上です。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 通知出して、やっぱり申し込まんことにはできないというふうなところですので、できるだけ市民に対しては、冒頭に言われたワクチンの有効性というふうなところをもっともっと分かりやすく説明、情報発信をぜひしていただいて、これはもう自分がかかったときに軽症で済むということと、周りの人にもやっぱりうつさんようにするというふうなことで非常に大事なワクチンであるということもぜひ市民に早急にきちんとした情報伝達をしていただきたいというふうにあります。

もう1点、説明資料の15ページのところで、サテライト型接種施設ということで、なかなか1か所、体育館、ひだまりとかで1か所というよりも、特に先ほども声が出てましたけれども、離島がある、南鳥羽があるというふうなことになってくると、そこの人たちが全部また船でこちらへ、本土へ移動してというふうに、南鳥羽からも車で移動してというよりも、やっぱりサテライトをいかに、一、二か所というふうな話をしましたけれども、ぜひ離島あるいは南鳥羽のほうにそういう接種できる施設をつくるようなことを、そこまでのまだ今確定の情報がないというふうな話でしたけれども、そういうふうにしていただきたいと思いますけれども、これについてはどういうふうな考えですか、お聞きします。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 申し上げたとおり、現在、本土側でもサテライトができないか検討をしております。

以上です。

○木下順一議長 世古議員。

○世古安秀議員 よろしくお願ひします。

以上です。

○木下順一議長 坂倉広子議員。

○坂倉広子議員 新型コロナ接種に対しての取組について、もう本当にありがとうございます。今日説明いただいて、そしていろいろ考えさせていただいているところですが、接種管理のシステムについてどのように構築していくのかとか、自治体に任されているところがあるのかどうか、厚生労働省との、また県との、市町との鳥羽市との連携がいろいろこれからガイドラインがあろうかと思うんですけれども、これは2回打たないといけないですよね。少しこれを有効的にしていくために、高齢者の方の肺炎球菌とか、子供でもそうですけれども、赤ちゃんにはいついつワクチンを接種したという、こういうシールがあるんですけれども、大体皆さん、病院にかかるとお薬手帳もございますし、そういう管理ですよ。ええ、いつ打ったんやっただかなということがちょっと明確に分かるようなところを考えていただきたいと思いますが、この考えについてはいかがでしょうか。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 ワクチン接種の管理につきましては、現在もご置きますシステム、その中にこのコロナの部分も入れ込んで管理をしていく。接種して、早急にそのシステムに入力をするというのは現在も方法は決まっております。といいますのは、1月28日の補正予算にそのシステム改修部分というのを上げさせていただいて、従来のシステムを変更して、それを運用していくということになっております。

以上です。

○木下順一議長 坂倉広子議員。

○坂倉広子議員 ありがとうございます。管理をよろしくお願いいたします。

先ほど説明の中にちょっといろいろ触れていただいたと思うんですが、大学生あるいは単身赴任で居住の住居以外の方の接種希望と言うんですか、そういうところも対応が必要ではないかと思いますが、こういうところは、ちょっと学生さんのこと、ご質問がありますのでお答えください。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 説明の中でも申し上げましたとおり、こちらのほうで接種は可能でございます。もちろんワクチンに余裕があればということなのですが、もちろんそのワクチンを発注するときに、そこら辺も見込んで考えていかなければならないとは思いますが。これは世古議員のほうからも質問があったように、全数が打つかと言われれば、全部は打たない方もいらっしゃると思うんですね。といたしますが、住民基本台帳人口と国勢調査の人口は実際に多少ずれがございます。そこら辺もあって、それと、選挙でも同じように投票率というのがあるように、何割かの方は恐らくご本人の意思で打たない方もいらっしゃると思います。ですので、そこら辺の中でワクチンは一定数は融通は利かせられるとは思っています。その住所地外の方については、後ほどまた詳細は分かってきますけれども、恐らく健康福祉課のほうに申請をいただいて、うちのほうから接種券を発行させていただく形になるかなというふうには考えています。

以上です。

○坂倉広子議員 もう1点。

○木下順一議長 坂倉広子議員。

○坂倉広子議員 すみません。先ほど集団接種になる方向というお話がございました。その集団接種へ行けない方の手だてというのか、高齢者や例えば障がい者の方への対応をどのように考えているのかお答えください。

○木下順一議長 健康福祉課長。

○中井健康福祉課長 これについては、医師団の先生方と相談をさせていただいております。かかりつけ医をお持ちの方で、ご自宅でもう寝たきりの方であるとたくさんいらっしゃると思います。一応先生方にはそのような方々は往診という形で行っていただけるように調整をしております。また、施設等に入居されている方は、その施設で打てるような形に、この施設自体もサテライト型接種施設という形で接種ができるものというふうを考えております。

以上です。

○坂倉広子議員 以上です。

○木下順一議長 よろしいですか。

○坂倉広子議員 はい。

○木下順一議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○木下順一議長 課長の説明にもあったように、ワクチンがいつ来るかも分からないし、量がどれだけ来るかも分からないし、鳥羽市はお医者さんも9名で、医者スケジュール等も調整もせんならん。そんな中、健康福祉課さんのほうで頑張ってくださいとおるんで、皆さんもそのあたりはご理解をいただきたいと思えます。

一つ私のほうからも、1点細かいことになると思うんですけども、会場設営のイメージ、14ページ、接種後15分ないし30分間状態観察とする。ここで副反応という何か異常があったときの対応というのも当然考えておるかと思うんですけども、もし考えておられるんであったら、ちょっと安心感を与えるがためというか、そのあたり何か考えられとることがあったら教えていただきたい。なかったらよろしいけれども、どういう対応をされるのかなと思って、その場で。

東川課長補佐。

○東川課長補佐 まだ余り具体的には考えてないんですけども、状態観察のときには必ず職員はそこに待機して、確実に15分、30分たっていただいてから帰っていただくということで確認をしたいかなとは思っています。

○木下順一議長 ちょっと聞いとるのは、その場で何か異常があった方には、何か違う注射を打つかというようなことはないんですか。

東川課長補佐。

○東川課長補佐 救急医療セット的なものは会場には設置いたしますので、接種していただくお医者様であったりとか、看護師さんの皆さんがそれを使っていただいて、救急措置ができるようには対応したいとは思っています。

○木下順一議長 ありがとうございます。

よろしいですか。

(「はい」の声あり)

○木下順一議長 ないようですので、執行部の説明を終わります。

以上で本日の協議事項は全部終了しました。

これをもちまして、全員協議会を散会いたします。

(午前11時20分 散会)

議長はこの会議録をつくりここに署名する。

令和3年2月12日

鳥羽市議会議長 木 下 順 一